

(様式4 実施結果の公表)

つくば市立地適正化計画(案)の  
パブリックコメント手続の実施結果

平成30年9月  
つくば市都市計画部市街地振興課

## ■ 意見集計結果

平成 30 年6月1日から7月2日までの間、つくば市立地適正化計画(案)について、意見募集を行った結果、12人(団体を含む)から53件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	5人
郵便	1人
電子メール	0人
ファクシミリ	1人
電子申請	5人
合 計	12人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 計画全般について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、特定のエリアに誘導していくとなると、その区域の外での市街地の低密化が加速し、空家等の問題も大きくなる恐れがあると思います。集約することによるリスクをどのように考えているのか、いかにそれに対応していこうと考えているのか。</p>	1件	<p>国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市は 2035 年まで人口が増加する一方で、高齢者人口の割合が増え、年少人口や生産年齢人口の割合は減少していくとともに、長期的には人口減少に転じると考えられています。税収の減少が見込まれる一方で、社会保障費やインフラの更新費用等が増加し、老朽化への対応等公共サービスの維持自体が困難になることも想定されます。</p> <p>このため、本計画により、居住・都市機能を集約し、多極ネットワークを充実させることで、公共サービス等を効率的に維持しようとするものです。</p> <p>居住誘導区域や都市機能誘導区域に含まれていない市街化調整区域の集落や住宅団地については、「つくば市都市計画マスタープラン」において、田園景観との調和を図りながら、快適な住環境を確保するための環境整備を進めることとしています。</p>
2	<p>立適は、これまでの人口増加を見込んだ規制的手法とは異なり、今後人口が減少していく地方における集約・誘導型のツールとしての意味合いが強いと思っていたのですが、未だに人口が増加するつくばにおいて、なぜこのタイミングで人口が減少に転じる 2035 年までの計画として立適を策定する必要があったのか。</p>	1件	<p>本市の人口は 2035 年まで増加すると予測されていますが、まちづくりは長期的な視点で取り組む必要があるため、現時点から来たるべき人口減少・少子高齢社会に備える必要があると考えます。</p> <p>なお、本市全体の人口は増加していますが、一部の地区では、既に人口減少、少子高齢化が進んでいる状況にあります。</p>

3	<p>計画は机上シミュレーションが中心で、現場の生の声が盛り込まれていない。計画策定前に地区責任者とのすり合わせをすることで住民の責任も生まれ、地域の解決策も生まれてくると考えられる。</p>	1件	<p>本計画の策定に当たっては、当パブリックコメントのほか、平成 29 年 7 月には地区別懇談会を計 22 回開催し、平成 30 年 5 月には計画（案）説明会を計 4 回開催するなど、市民の皆様から幅広くご意見をいただいています。</p>
4	<p>本計画は「つくば市都市計画マスタープラン 2015」の一部であり「つくば市未来構想」に即して定めるとあるが基本思想が異なっており矛盾点もあるが、この整合性はどうとるのか。</p>	1件	<p>本計画は、つくば市の基本的なまちづくりの指針である「つくば市未来構想」及び「つくば市都市計画マスタープラン 2015」と基本理念や将来像を共有しています。</p>
5	<p>バス停カバー圏域（500m）を現状（2015 年）の 76.7%から目標（2035 年）の 80.1%（概要版 P13）へ 20 年かけて 3.4%の改善とはどういうことか。</p>	1件	<p>バス停カバー圏域人口割合が 100%となれば、市民の皆様がバス停の 500m以内に住んでいるということになります。3.4%の改善とは、バス停の 500m以内に住んでいる方の割合が、現状より 3.4%多い状態を指します。20 年後に一度にカバー圏域人口割合を上げるのではなく、定期的にバスルートの見直しなどを行い、カバー圏域人口割合を上げていく考えです。</p>

6	<p>本計画は、少子・高齢化が急速に進むと推計されている現在、作ってみたが、使えない、使われない可能性が大きく、極めて危険な計画ではないかと危惧される。</p> <p>例えば公共交通（バス路線）では、周辺地域の核となる拠点への路線は、現在でも、市の補助金が支出されている。新しい都市構造が実現する 2035 年には、さらに少子・高齢化が進んで、人口が減少すると推計されるため、バスの利用者がさらに減少して、補助金の増額が必要になるはずである。人口が増えない限り、バス代を自前で負担する自立した拠点に成長することは難しいと思う。</p>	1件	<p>公共交通の重要性を認識しており、本計画でも、「生活を支える主要な公共交通ネットワークの形成」をまちづくりの目標として位置付けています。</p> <p>また、目標値として、公共交通に関する指標も設定しており、公共交通の利便性向上に努めていくこととしています。</p> <p>本計画の推進により、居住や都市機能の誘導が図られることで、より効率的な公共交通ネットワークが形成できるものと考えます。</p>
7	<p>まちづくり上の課題を解決することが、立地適正化計画(案)の目的でもあるが、立地適正化計画を実行して、「多極ネットワーク型の持続可能でコンパクトな都市」を実現したとしても、少子化・高齢化にともなう種々の課題が解決される訳ではない。</p> <p>どんなに良いことが書かれていても、課題を解決する方策が示されない限り、計画案とは言えない。</p>	1件	<p>人口減少や少子高齢化等に伴う都市の課題に対応するためには、医療・福祉、商業などの生活サービス施設と住居等がまとまって立地することや公共交通ネットワークを再構築することで、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する、「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを進めていくことが有効であることから、立地適正化計画を策定しています。</p> <p>なお、本計画は居住・都市機能の立地などのまちづくりの方向性を示すものであり、福祉・教育などのすべての政策分野を網羅するものではありません。</p> <p>少子高齢化に対応する様々な課題に対する具体的な施策については、「つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「つくば市高齢者福祉計画」などの分野別計画に基づき取り組んでいきます。</p>

8	<p>多極ネットワーク型の持続可能でコンパクトな都市を実現すると、少子高齢化の問題を解決できるように書かれてはいるが、解決策を示している訳ではない。総合運動公園と同様に、目標は魅力的だが、使うことができないと将来の重荷になってしまう。</p> <p>SDGs の開発目標にも良いことばかりが書いてあり教育的ですが、それを実現する方策は、自ら考え出す必要があります。</p>	1件	
9	<p>学園都市と同時に整備された既存市街地が計画の対象から外されていますが、2035年には筑波研究学園都市の誕生から50年を越えるため再整備が必要。</p>	1件	<p>筑波研究学園都市の建設時に整備された市街地は居住誘導区域に設定し、居住環境を維持・向上させるための施策を実施していきます。</p> <p>また、都市機能に関する区域としても、生活拠点機能整備区域に位置付け、生活拠点機能を有する区域の形成を図っていきます。</p>
10	<p>つくば駅前地域を、つくば研究学園都市への玄関口を兼ねて再整備を行い、停滞が始まっている日本の現状の打開に寄与する。</p> <p>つくば市が主体になって、人材を若干集めて専門部署を設立して、各研究機関と密な協力のもとに運営する。</p>	1件	<p>本計画では、つくば駅周辺を都市機能誘導区域に設定し、市域全体の持続的発展を牽引する中心市街地の再生を図ることとしています。</p> <p>本市と各研究機関との協力連携については、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
11	<p>つくば市では、農家数も経営敷地面積も減少を続けているため、運動公園跡地に、農業の生産性を高めて、研修生に頼らない農業の実現を目指す、農業と工業を融合する研究所を設立する。</p>	1件	<p>高エネ研南側未利用地については、将来都市構造の中で土地利用検討区域として設定しています。市の施設として活用する「公的利活用」と民間事業者に貸与・売却する「民間利活用」の方向性が想定され、これを並行して地域の方々からのご意見を伺いながら検討を進めていきます。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>

12	<p>自動運転公共バスを実現する。一定の路線を通行する路線バスを代替する自動運転バスは、早期に実現されるだろうと予想している。</p>	1件	<p>本計画では、公共交通ネットワークの強化などを、居住誘導・都市機能誘導に関する施策として位置付けています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
13	<p>立地適正化計画のイメージ図は内容をわかりやすく伝えるために、地図はより簡略化してよいのではないかと。</p>	1件	<p>計画に記載している立地適正化計画のイメージ図は、国土交通省の作成しているものを使用しています。</p>
14	<p>旧町名の地区名（葛城地区、島名、萱丸）などは今後は継続せず、通称に変わっていくのではないかと。</p>	1件	<p>土地区画整理事業において整備された「葛城地区」、「島名・福田坪地区」、「萱丸地区」、「上河原崎・中西地区」、「中根・金田台地区」などについては、事業における地区の名称を使用しています。</p>

○ 居住誘導区域・都市機能誘導区域について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市街化調整区域にも既に相当市街地が形成されておりますが、居住誘導及び都市機能誘導区域外の地域へのケアをどのように考えているのか。	1件	都市再生特別措置法において、居住誘導区域は市街化調整区域に定めないものと規定されています。また、国が定める都市計画運用指針において、原則として、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定するものとされていることから、本計画においても、居住誘導区域、都市機能誘導区域は市街化区域内に設定しています。
2	市街化調整区域は切り捨てに見えるが、市街化調整区域を切り捨てでも居住誘導区域の人口密度を上げようとしているのか。	1件	
3	<p>例えば、現在竹園東中学校区においては調整区域の倉掛地区に住宅の建設が進んでいるが、道路はじめ都市基盤の整備は遅れている。</p> <p>計画、区域外への本計画の明確な方針を明記してほしい。あるいは周辺の調整区域も同じ中学校なので区域に含んでいるのか。</p>	1件	<p>しかしながら、本市の市街化調整区域には住宅団地や集落等が数多くあり、市においても重要な区域であると認識していることから、本計画では、「周辺コミュニティ地域」に位置付け、自然環境や営農環境との調和した住環境や地域コミュニティの維持を図り、また、公共交通ネットワークの維持・確保や地域の拠点と集落や団地等がともに支えあう環境の維持を図ることとしています。</p> <p>また、「つくば市都市計画マスタープラン」において、市街化調整区域の集落や住宅団地については、田園景観との調和を図りながら、快適な住環境を確保するための環境整備を進めることとしています。</p> <p>頂いたご意見も踏まえ、その他の区域及び市街化調整区域に関する施策の項目を追加します。</p>

4	<p>住居系用途地域の中にも比較的低密な地域があったり、調整区域内にも住居系用途地域以上に高密な市街地が形成されている場所もあるかとは思いますが、あえて実態は視点としては含めず、既存の計画ベースで居住誘導区域を設定していったのはなぜなのか。</p>	1件	<p>都市再生特別措置法において、居住誘導区域は市街化調整区域に定めないものと規定されていることから、土地利用状況や「都市計画マスタープラン」などを総合的に勘案し、市街化区域内に設定しています。</p>
5	<p>都市機能誘導区域は、居住誘導区域とは違い、なぜ、既存の土地利用計画を加味しなかったのか。加味した上での設定であったのであれば、どのような意図で住居系用途地域も含んだのか。実態に即して見ると、研究学園駅付近に関しては都市機能誘導区域を指定した方が良いのではないかと思う。</p>	1件	<p>本計画における都市機能誘導区域は、広域的な拠点のうち、市最大の交通結節機能を有し、都市再生整備計画事業、都市再構築戦略事業等の実施を考慮した都市再生を行うべき本市の中心市街地であるつくば駅周辺を設定しています。</p>
6	<p>天久保一丁目の一部（5番から8番、13番から17番 合計面積8.5ha）は外来者の往来増加が期待できること、飲食店を中心に店舗が集中的に立地していることなどから都市機能誘導区域に加え、今後の専用住宅の増加は見込めないこと、区域の大部分は店舗等の事業用途であることなどから生活拠点機能整備区域から除外すること。</p>	1件	<p>本計画における都市機能誘導区域は、広域的な拠点のうち、市最大の交通結節機能を有し、都市再生整備計画事業、都市再構築戦略事業等の実施を考慮した都市再生を行うべき本市の中心市街地であるつくば駅周辺を設定しています。</p> <p>なお、ご提案にあった天久保一丁目の一部は、主に土地区画整理事業により整備された市街地であり、研究学園地区の生活圏等を考慮し、生活拠点機能を有する区域の形成を図るため、生活拠点機能整備区域に設定しています。用途地域は第二種住居地域、特別用途地区は第2種・第3種文教地区に指定されており、店舗・飲食店・事務所・ホテル等の立地が可能な区域となっています。</p>

7	<p>従来からの土地利用計画にと らわれることなく、市民が便利だ と感じている JR 常磐線の鉄道駅 周辺の地域を居住誘導区域にす るように改めていただきたい。</p>	1件	<p>立地適正化計画は、都市再生特別措 置法において「市町村の都市計画に関 する基本的な方針との調和が保たれ たものでなければならない」と規定さ れているため、既存の計画に即した内 容にする必要があります。</p> <p>また、法律上、居住誘導区域は市街 化調整区域には定められないため、JR 常磐線の鉄道駅周辺においては、高見 原地区の市街化区域に居住誘導区域 を設定しています。</p>
---	--	----	---

○ 誘導施設・誘導施策について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>駅前はある程度事業力をもった企業しか参入し難いような状況となっているかと思うが、仮設店舗といった費用面で負担の少ない形態をとれば、チャレンジなお店も駅前に店舗を構えやすくなり、駅前の活性化にもつながると思う。</p>	1件	<p>本計画は、都市再生特別措置法に基づき、居住や都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定するものです。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>つくばは「研究学園」として、今後の技術の発達を見込んだ計画を立てることができる街であると思う。市場での実行が難しい技術的にチャレンジングな課題に対して、積極的に試験的な導入を許容するような実験的な街としていくことで、都市としてのオリジナリティは高まっていくと思う。</p>	1件	
3	<p>つくばは大学と民間企業等（と行政）との連携を図ることに关しては非常にポテンシャルがあると思うが、一市民として体感するには、そのような実態はあまりないのではないかと思う。例えば、西武跡地を大学と民間等と行政との共同の「まちなか研究室」のようなものや、研究所の分室として各研究を市民に公開・体感してもらうような施設とすることが良いのではないかと感じる。技術的に高度な実験等に関しては特定の設備が必要であるかと思うので、まちづくり系のことであつたり、軽微な設備で可能であつたりすることをイメージしている。</p>	1件	

4	<p>つくばは既に市街地も相当拡大してしまっており、地域別の状況をみると交通弱者の多い地域もあるかと思う。このような状況の中では、‘末端の末端’交通を拡充することが重要かと思う。これらの運営自体を行政が担うのは無理があるかと思うので、地域住民が相互扶助的に、自主的に運営できるような交通形態をとれるようにするために、行政主導で最初の動きだしを支援してあげることが重要だと思う。</p>	1件	<p>現在、「誰もが移動しやすいまち」を目指して、「つくバス・つくタク」を中心とした公共交通の改編に向けた検討を進めています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
5	<p>つくば駅周辺においては、世帯向けの分譲マンションはあるが、世帯用の賃貸が少ない気がする。世帯用の賃貸の立地促進を目的とするに限らず、つくばは街区が非常に大きいので、特に公務員宿舎等の跡地に関しては筆を分割するなど、分譲マンション等以外の中小施設が立地しやすいような土壌を整えることが重要だと思う。</p>	1件	<p>本計画では、公務員宿舎跡地の適正誘導を住環境に関する施策の一つとして位置付けています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
6	<p>各街区を見ると街区の内側に閉じた形となっているため、沿道の魅力が非常に少なく感じる。つくばは車が必須な街となっているが、「歩ける街」とすることは街の魅力を高めるためにも重要であると思う。特に駅前の跡地利用を進めていく上では、沿道の魅力を高めるような街並形成は将来的には必須だと思う。</p>	1件	<p>本計画では、地区計画・景観協定等による街並み誘導を住環境に関する施策の一つとして位置付けています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>

7	<p>高齢者が自家用車を使わずとも、安心して暮らせるまちづくりが求められると私は考えている。そこで、特に実現していただきたいのが、つくば駅周辺の休眠中の土地や施設の有効活用である。</p> <p>温浴施設や医療機関、リラックスできるカフェも近接することで、心と体を総合的にリフレッシュできる施設が西武百貨店跡地に相応しいと思う。ぜひこのような施設を誘致していただければ幸いである。</p>	1件	<p>本計画における都市機能誘導区域は、広域的な拠点のうち、市最大の交通結節機能を有し、都市再生整備計画事業、都市再構築戦略事業等の実施を考慮した都市再生を行うべき本市の中心市街地であるつくば駅周辺を設定しており、都市機能を誘導するため、誘導施設の整備のみならず、誘導施設を利用するにあたって必要となる公共交通や周辺の基盤整備等の施策や事業を実施します。</p> <p>また、公的不動産等既存ストックの有効活用を、都市機能誘導施策の一つとして位置付けています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
8	<p>常磐線の荒川沖～土浦間は区間に新駅を作り、ここに筑波山麓を經由させた TX を接続すると、茎崎、筑波、大穂地区は活性化に向けて大きく変貌する。市西側は秋葉原駅で地下鉄と接続、TX と常磐線のループ化により交通アクセスの充実を図る。圏央道の複線化や茨城空港への高速道路の接続も完成しているので、国の機関や大企業を誘致すれば 100 万都市、県都つくば市も夢ではない。</p>	1件	<p>現在、つくばエクスプレスの東京駅延伸構想や圏央道のスマートインターチェンジの新設整備、つくバス・つくタクなどの公共交通ネットワーク改編などを進めているところであり、広域交通ネットワークの構築も重要であると考えています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>

9	<p>科学都市つくばは観光が不十分である。筑波山麓に新駅を作っ てジオパーク筑波を実現し、一帯 を大観光地として開発を行うこ とで、西の高尾山に並ぶ東の筑波 山を目指し、年間100万人単位 の観光客を呼び込む。また、牛久 沼には駐車場や栈橋を新設し、釣 りをはじめボートやウインドサー フィン等水辺のレジャーとバン ガローやキャンプ場を備えた一 大レジャーランドとして開発す ることで、年間100万人単位の観 光客を呼び込む。既存の科学施設 の一般公開や世界最大の大仏様 も大切な観光資源となる。</p>	1件	<p>本市の観光振興につきましては、平 成29年4月に策定した「第2次つく ば市観光基本計画」に基づき、科学を いかした観光プログラムづくりや筑 波山地域ジオパークの活用と広域観 光の推進などの各種施策に取り組ん でいるところです。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり 関連施策を進めていく上で、参考とさ せていただきます。</p>
10	<p>茎崎地区の空き家に若い人が 住めば、まちに活気がみなぎり、 地域に必要なまちに変わる。団地 も同様だが、地域利用は貴重な財 産活用に値する。計画に再開発項 目を盛り込み、財産の活用による 若返り策を記載してもらいたい。</p>	1件	<p>本計画では、空き家の適正管理と有 効活用を住環境に関する施策の一つ として位置付けています。</p> <p>なお、本市では、平成30年3月に 策定した「つくば市空家等対策計画」 に基づき、空家対策を積極的に進めて いるところです。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり 関連施策を進めていく上で、参考とさ せていただきます。</p>
11	<p>行政も市民の声を聴く際に自 治会を通じて行っているため、行 政と住民の橋渡し役であり、課題 解決の責任を持ったリーダー育 成の働きかけを、行政が行う必要 がある。</p>	1件	<p>地域の課題解決に当たっては、市民 参加や地域リーダーの育成などが重 要であると考えています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり 関連施策を進めていく上で、参考とさ せていただきます。</p>

12	<p>つくば駅周辺や研究学園駅周辺や既存ショッピングモールの再開発等において、屋台街やキッチンカー街、もしくはペDESTリアンで屋台やレンタルボックスなどを用意して短期間契約でも店が出せるようになれば、若手クリエイターや若手シェフでも小予算、小リスクで店を構えやすくなり、まちが活性化すると思う。つくばの国際性を生かした屋台街などを期待する。</p>	1件	<p>本計画では、つくば駅周辺を都市機能誘導区域に設定しており、パブリックスペースを活用したプレイスメイキングや商業・産業振興などに取り組んでいくこととしています。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
13	<p>つくば中心地区（吾妻地区）のペDESTリアンデッキに屋台街を誘致する。つくばフェスティバルのようなのを常時、または定期的に出店してもらったら中心部に賑わいが出るのではないか。そして屋台で客がつくようならアイアイモールやクレオに店を構えてもらうという下準備としてもらってはどうか。</p>	1件	
14	<p>中心部に 30 階の高層マンションや高層オフィスビル、低層階がテナントのマンションなども建てられるようにしてほしい。</p>	1件	<p>本市は、市全域に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。市街化区域内には用途地域が定められており、用途や容積率、建ぺい率の制限等に適合した建築物を建築することが可能です。</p>
15	<p>アリーナを作るより競馬場や競輪場、競艇場などの場外販売所を作った方がよいと思う。川崎市は競馬場の近くに小学校などもあるが、治安悪化や事件などは起きていない。</p>	1件	<p>誘導施設については、「立地適正化計画の手引き（国土交通省）」及び「都市計画運用指針（国土交通省）」を参考に、居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、医療・社会福祉・教育・文化・商業施設などを設定しています。</p>

16	<p>公務員宿舎跡地や旧庁舎跡地に老人介護施設をつくるのはどうか。</p>	1件	<p>本計画では、公務員宿舎跡地の適正誘導を住環境に関する施策の一つとして位置付けています。また、旧庁舎跡地の利用については、市の施設として活用する「公的利活用」と民間事業者に貸与・売却する「民間利活用」の方向性が想定され、これを並行して地域の方々からのご意見を伺いながら検討を進めていきます。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
----	---------------------------------------	----	---

○ その他について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>現況の整理（P18～21）で2015年の数値が異なっている。統一すべきではないか。</p> <p>1 つくば市の総人口 P18 人口の推移 22.6 万人 P21 将来人口予想 222,761 人</p> <p>2 旧町村別 筑波地区（他地区も同様） P18 筑波地区 18,985 人 P21 同上 18,859 人</p> <p>3 研究学園地区 P19 78,757 人 P21 73,644 人</p> <p>4 TX沿線地区 P19 18,412 人 P21 19,910 人</p>	1件	<p>P18 に掲載している 2005 年及び 2015 年人口は実績値であり、P21 に掲載している 2015 年及び 2035 年人口は、平成 27 年 3 月に策定したつくば市未来構想における推計値です。</p> <p>誤解を招く恐れがあることから、注釈などを修正します。</p>
2	<p>2035 年の人口はどのように算出したのか。</p> <p>統計学的に推計した数字か。それとも、P75 現状と課題の整理の「課題」を解決することにより実現する数字か。</p>	1件	<p>2035 年の人口は、つくば市未来構想において、住民基本台帳や茨城県の人口動態統計などを基に、主にコーホート要因法を用いて、人口定着率を中位（70%）水準として人口推計を行ったものです。</p>
3	<p>牛久市の資源を利用し、荃崎地区を維持発展させることが牛久市の発展にも繋がることのメリットを強調しながら、牛久市との協議を活発化させて欲しい。牛久市が公共交通政策に係る事項、病院等への有償移送サービス、空き家対策に係る事項等を立地適正化計画として具体化する際には、つくば市と協議する旨の取り決めをできるようにお願いしたい。</p>	1件	<p>本計画の策定に当たっては、広域的な視点も不可欠であることから、広域行政を担う茨城県や牛久市等の隣接する 9 市と協議を行っています。</p> <p>また、計画策定後は、個別具体的な課題等に応じて、担当部署間で個別に協議を進めていくこととなります。</p>

4	立地適正化計画の策定に当たっては近隣の牛久市と協議し、市境の開発を行うことがお互いの市にとって増収につながる事から、つくば市から積極的なアプローチを行って欲しい。	1件	
5	計画の骨子にコンパクトな田園都市を目指すとあるが、将来牛久や土浦との合併を考慮したランドデザインはあり得ないのか。常磐線の走る牛久市や土浦市と合併すれば人口 50 万人の準政令指定都市が実現し、多くの権限が移譲されることで様々な事案が自己完結的かつスピーディーに処理できる。また、コミュニティーバス、通学区、道路、上下水道等々の案件が一挙に解決される。	1件	道路・交通ネットワークの形成のように、本市だけでなく、近隣自治体を含めた広域的な視点からの整備が重要な場合には、必要に応じて関連する自治体との連携・協力を行っていきます。合併することにより、ご意見にあるような課題全てが解決できるものではないと考えます。
6	人口が減少する国または地域でコンパクトシティの成功事例があれば教えて欲しい。	1件	国土交通省のホームページに、和歌山市や松本市などのコンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市が紹介されていますので、ご参照ください。 参考：国土交通省 HP「モデル都市の形成・横展開」 <a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000039.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000039.html</a>
7	計画実施による税収の増加を人口面と人口密度が上がることによる行政コストの低下金額を合算し、その効果を金額で表すなどの程度か。	1件	公共建築物とインフラ施設を合わせた今後 40 年間の更新等にかかる費用は 8,436 億円と試算しています。また、高齢化の進行に伴う社会保障費等の増大なども見込んでいますが、具体の費用対効果の額は算出していません。

8	<p>新聞報道によると、立地適正化計画の作成について、自治体は「国の補助事業や支援措置の申請に必要」と78%が回答しているとのことだが、つくば市の考えはどうか。</p>	1件	<p>本計画の策定は、コンパクトシティの推進に必要と考えます。また、施策を実施する際に、国の補助事業や支援措置の活用を検討することも必要であると考えています。</p> <p>なお、日本経済新聞社の調査については、立地適正化計画を作成した市町を対象としているため、本市は調査対象ではありませんでした。</p>
9	<p>つくばエクスプレス沿線に偏った計画であり「多極ネットワーク型」ではないのでは。</p>	1件	<p>つくばエクスプレス沿線に限らず、将来都市構造のイメージで示しているように、南部や北部地域も含め、周辺市街地等については、生活サービス機能が集積する地区などを、地域の日常生活の核となる拠点として維持・継続を図るとともに、広域的な拠点と公共交通などでネットワークを形成することとしています。</p>
10	<p>つくばエクスプレスは「地域公共交通」ではないとの共通認識でよいのか。</p>	1件	<p>つくばエクスプレスについては、「つくば市地域公共交通網形成計画」において「地域公共交通」として位置付けています。</p>
11	<p>検討委員会議事録（3.28 p7）にある委員の発言として「市域で割合（バス停からの距離が近い割合）を増やすと、結果的にはそこで住み続けられるという話になりますし」との発言はどういう意図なのか。</p>	1件	<p>委員の発言は、バス停カバー圏域人口割合を市域で増加させるということは、居住誘導区域内だけでなく、居住誘導区域外でも住み続けられる環境を整えるということになり、結果として誘導が進まないのではないかという趣旨と受け止めています。</p> <p>本計画では、居住誘導区域外の生活の維持といった観点も重要であるとの考えから、市域全体におけるバス停カバー圏域人口割合の向上を目標として位置付けています。</p>

12	B R Tの導入を検討したこと の有無及びB R Tの導入に対す る市の考えについて知りたい。	1件	<p>平成 27 年度に、つくば駅周辺エリアにおいて「新たな低炭素交通の検討」として、L R Tの検討をした際、B R Tとの比較をするため、先進地事例等の調査を行っています。</p> <p>B R Tの導入については、詳細な調査分析を行なう必要があり、現在進めているつくバスの改編により、新たな運行を開始した後、運行状況を見ながら検討を進めることとしています。</p>
13	市長公約 進捗状況 4-43 「つくバス幹線路線にBRTを導入し、優先レーンとすることで朝晩渋滞のある車での移動よりもバス移動を便利に」の評価がBとなっているが、年次計画にも入っていないと考えられ、“未着手C”が適当ではないか。4-42 のつくバスの評価がAというのもおかしい。	1件	<p>平成 27 年度に、つくば駅周辺エリアにおいて「新たな低炭素交通の検討」として、L R Tの検討をした際、B R Tとの比較をするため、先進地事例等の調査を行っています。</p> <p>つくバスは、平成 29 年度には年間約 104 万人の利用があり、年次計画どおり進捗しています。</p>

14	<p>つくば市の車の交通分担率は70%と異常に高い。高齢化に伴う買物難民の増加や交通弱者の増加への対応は喫緊の課題である。将来的な人口減少に伴う公共交通利用者数の減少、それによるサービスレベルの低下を心配しているが、利用者が減らないように高齢者の利用を促せばよい。市も高齢者運転免許自主返納支援事業を実施しているが、効果は上がっていないのではないか。その最大の理由は「車がないと不便だから」ということであり、車が無ければ生活出来ない状況をなくし、市民が交通手段の選択の自由を確保することが必要であると考ええる。高齢者の免許証返納を促すために、利用者の本音を聴き出す必要があると考えるが、免許証返納に関する調査・アンケート（面接調査）を実施する考えはあるか。</p>	1件	<p>高齢者による交通事故防止対策の一つとして、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許の全部を返納した場合に、「つくバス・つくタク」の乗車券や交通安全グッズセットを進呈し、高齢者の自主的な運転免許返納の促進を図っていますが、現在のところ、アンケートについては実施する予定はございません。</p> <p>頂いたご意見は、今後のまちづくり関連施策を進めていく上で、参考とさせていただきます。</p>
15	<p>地域包括ケアシステムにおける「日常生活圏域」の考え方も本素案に盛り込む考えは有るか。</p>	1件	<p>地域包括ケアシステムにおける「日常生活圏域」をそのまま本計画に盛り込んではいませんが、本計画は当該圏域の考え方をはじめ、関連する各種計画との整合を図っています。</p>
16	<p>研究学園駅周辺には大病院が無いが、誘導はどのように考えているのか。</p>	1件	<p>比較的規模の大きな特定機能病院及び地域医療支援病院については、つくば駅周辺に設定した都市機能誘導区域内における誘導施設として設定しています。</p> <p>なお、研究学園駅周辺は都市機能誘導区域に設定していませんが、規模の大きな病院が立地しようとする際に、それを妨げるものではありません。</p>

■ 修正の内容

○ 第1章 立地適正化計画の目的

2. 計画の位置づけ (P4 1)計画の位置づけ)について

修正前	修正後
<p>●そのため、「つくば市都市計画マスタープラン2015」と同様に、本市のまちづくりの指針である「つくば市未来構想」と、茨城県が定める「研究学園都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めます。</p>	<p>●本計画は、法第81条第12項に基づき、本市のまちづくりの指針である「つくば市未来構想」及び、茨城県が定める「研究学園都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」、<u>本市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープラン</u>に即して定めます。</p>
<p>記載なし</p>	<p>●本計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域は市街化調整区域には設定しませんが、市街化調整区域における各種施策については、<u>都市計画マスタープランにおいて定めた全体構想や、コミュニティプランに基づいて、取り組みを進めます。</u></p>
<p>図:立地適正化計画の位置づけ</p>	<p>図:立地適正化計画の位置づけ</p>

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見によるものではありませんが、計画(案)の説明会において市街化調整区域の施策に関する質問が多かったため、都市計画マスタープランと立地適正化計画との関係を追記するものです。また、関係性をよりわかりやすくするため、体系図を修正しました。

○ 第2章 つくば市の現況と課題

4. 現況の整理 (P21 ⑥将来人口の予測)について

修正前	修正後
●ただし、老年人口の増加するなど、年齢構成が変化します。	● <u>2035年までの間に、高齢人口が増加する</u> など、年齢構成が変化します。
グラフ(上)つくば市未来構想における将来人口の予測の出典 資料:つくば市未来構想資料 (2010年国勢調査を基準として推計人口を算出)	グラフ(上)つくば市未来構想における将来人口の予測の出典 <u>出典:「つくば市未来構想策定時の資料」</u> <u>をもとに作成</u> ( <u>2015年の数値を含め、未来構想策定時の推計値です</u> )
グラフ(下)タイトル 地区別の年齢階層別人口推移	グラフ(下)タイトル <u>つくば市未来構想における地区別の将来人口の予測</u>
グラフ(下)地区別の年齢階層別人口推移の出典 資料:つくば市未来構想資料 (2010年国勢調査を基準として推計人口を算出)	グラフ(下)地区別の年齢階層別人口推移の出典 <u>出典:「つくば市未来構想策定時の資料」</u> <u>をもとに作成</u> ( <u>2015年の数値を含め、未来構想策定時の推計値です</u> )

本修正は、パブリックコメントに寄せられた質問をうけて、内容をよりわかりやすくするために、注釈を修正するものです。また、あわせて説明文等の修正をしています。

○ 第4章 誘導区域と誘導施設

2. 居住誘導区域 について

修正前	修正後																																																																																																																	
<p>(P91)</p> <p>6) 居住誘導区域の面積と人口密度</p> <p>① 市街化区域(用途地域別)に対する居住誘導区域の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">全体</th> <th colspan="2">居住誘導区域</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>割合</th> <th>面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一種低層住居専用地域</td><td>770ha</td><td>14.4%</td><td>709.2ha</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>第二種低層住居専用地域</td><td>17ha</td><td>0.3%</td><td>16.4ha</td><td>0.3%</td></tr> <tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>722ha</td><td>13.5%</td><td>711.3ha</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>341ha</td><td>6.4%</td><td>313.4ha</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>第一種住居地域</td><td>367ha</td><td>6.9%</td><td>351.5ha</td><td>6.6%</td></tr> <tr><td>第二種住居地域</td><td>1,941ha</td><td>36.3%</td><td>313.1ha</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td>2.6ha</td><td>0.1%</td><td>2.6ha</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>178ha</td><td>3.3%</td><td>177.8ha</td><td>3.3%</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>165ha</td><td>3.1%</td><td>150.1ha</td><td>2.8%</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>296ha</td><td>5.5%</td><td>264.6ha</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>38ha</td><td>0.7%</td><td>0ha</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td>509ha</td><td>9.5%</td><td>0ha</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,347ha</td><td>100.0%</td><td><b>3,010.0ha</b></td><td><b>56.3%</b></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*割合は、市街化区域面積(5,347ha)に対する割合</p> <p>② 居住誘導区域の人口と人口密度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>人口(人)</th> <th>人口密度(人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>全体</td><td>226,963</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>市街化区域</td><td>131,603</td><td>24.6</td></tr> <tr><td>市街化調整区域</td><td>95,360</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>居住誘導区域</td><td><b>121,000</b></td><td><b>40.2</b></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*2015国勢調査と都市計画基礎調査データを基にGISにより算出</p>	用途地域	全体		居住誘導区域		面積	割合	面積	割合	第一種低層住居専用地域	770ha	14.4%	709.2ha	13.3%	第二種低層住居専用地域	17ha	0.3%	16.4ha	0.3%	第一種中高層住居専用地域	722ha	13.5%	711.3ha	13.3%	第二種中高層住居専用地域	341ha	6.4%	313.4ha	5.9%	第一種住居地域	367ha	6.9%	351.5ha	6.6%	第二種住居地域	1,941ha	36.3%	313.1ha	5.9%	準住居地域	2.6ha	0.1%	2.6ha	0.1%	近隣商業地域	178ha	3.3%	177.8ha	3.3%	商業地域	165ha	3.1%	150.1ha	2.8%	準工業地域	296ha	5.5%	264.6ha	4.9%	工業地域	38ha	0.7%	0ha	0.0%	工業専用地域	509ha	9.5%	0ha	0.0%	合計	5,347ha	100.0%	<b>3,010.0ha</b>	<b>56.3%</b>		人口(人)	人口密度(人/ha)	全体	226,963	8.0	市街化区域	131,603	24.6	市街化調整区域	95,360	4.1	居住誘導区域	<b>121,000</b>	<b>40.2</b>	<p>(P91)</p> <p>6) 居住誘導区域の面積と人口密度</p> <p>① 市街化区域(用途地域別)に対する居住誘導区域の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市街化区域</th> <th colspan="2">居住誘導区域</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,347ha</td> <td><b>3,004.0ha</b></td> <td><b>56.2%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 居住誘導区域の人口と人口密度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>人口(人)</th> <th>人口密度(人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>全体</td><td>226,963</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>市街化区域</td><td>131,603</td><td>24.6</td></tr> <tr><td>居住誘導区域</td><td><b>121,000</b></td><td><b>40.3</b></td></tr> <tr><td>(参考) 市街化調整区域</td><td>95,360</td><td>4.1</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*「2015(平成27)年国勢調査」、「2016(平成28)年度都市計画基礎調査」をもとにGISにより算出</p>	市街化区域	居住誘導区域		面積	面積	割合	5,347ha	<b>3,004.0ha</b>	<b>56.2%</b>		人口(人)	人口密度(人/ha)	全体	226,963	8.0	市街化区域	131,603	24.6	居住誘導区域	<b>121,000</b>	<b>40.3</b>	(参考) 市街化調整区域	95,360	4.1
用途地域		全体		居住誘導区域																																																																																																														
	面積	割合	面積	割合																																																																																																														
第一種低層住居専用地域	770ha	14.4%	709.2ha	13.3%																																																																																																														
第二種低層住居専用地域	17ha	0.3%	16.4ha	0.3%																																																																																																														
第一種中高層住居専用地域	722ha	13.5%	711.3ha	13.3%																																																																																																														
第二種中高層住居専用地域	341ha	6.4%	313.4ha	5.9%																																																																																																														
第一種住居地域	367ha	6.9%	351.5ha	6.6%																																																																																																														
第二種住居地域	1,941ha	36.3%	313.1ha	5.9%																																																																																																														
準住居地域	2.6ha	0.1%	2.6ha	0.1%																																																																																																														
近隣商業地域	178ha	3.3%	177.8ha	3.3%																																																																																																														
商業地域	165ha	3.1%	150.1ha	2.8%																																																																																																														
準工業地域	296ha	5.5%	264.6ha	4.9%																																																																																																														
工業地域	38ha	0.7%	0ha	0.0%																																																																																																														
工業専用地域	509ha	9.5%	0ha	0.0%																																																																																																														
合計	5,347ha	100.0%	<b>3,010.0ha</b>	<b>56.3%</b>																																																																																																														
	人口(人)	人口密度(人/ha)																																																																																																																
全体	226,963	8.0																																																																																																																
市街化区域	131,603	24.6																																																																																																																
市街化調整区域	95,360	4.1																																																																																																																
居住誘導区域	<b>121,000</b>	<b>40.2</b>																																																																																																																
市街化区域	居住誘導区域																																																																																																																	
面積	面積	割合																																																																																																																
5,347ha	<b>3,004.0ha</b>	<b>56.2%</b>																																																																																																																
	人口(人)	人口密度(人/ha)																																																																																																																
全体	226,963	8.0																																																																																																																
市街化区域	131,603	24.6																																																																																																																
居住誘導区域	<b>121,000</b>	<b>40.3</b>																																																																																																																
(参考) 市街化調整区域	95,360	4.1																																																																																																																

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見によるものではありませんが、居住誘導区域の除外対象区域の精査(除外対象区域に隣接する道路などの公共公益施設等)を行ったこと等により、面積及び割合を修正します。

### 3. 都市機能誘導区域～5. 誘導施設 について

修正前	修正後
目次	目次
<b>第4章 誘導区域と誘導施設</b> ..... 82 1. 誘導区域と誘導施設の設定方針 2. 居住誘導区域 1) 居住誘導区域の設定方針 2) 居住誘導区域の設定 3) 居住誘導区域の設定フロー 4) 居住誘導区域の設定フローの詳細 5) 居住誘導区域の設定図 6) 居住誘導区域の面積と人口密度 3. 都市機能誘導区域 1) 都市機能誘導区域等の設定方針 2) 都市機能誘導区域等の設定イメージ 3) 都市機能誘導区域等の設定 4) 都市機能誘導区域の面積 4. 誘導区域設定図 5. 誘導施設 1) 誘導施設 2) 誘導施設以外の施設 6. その他の区域における都市機能	<b>第4章 誘導区域と誘導施設</b> ..... 82 1. 誘導区域と誘導施設の設定方針 2. 居住誘導区域 <u>(法定区域)</u> 1) 居住誘導区域の設定方針 2) 居住誘導区域の設定 3) 居住誘導区域の設定フロー 4) 居住誘導区域の設定フローの詳細 5) 居住誘導区域の設定図 6) 居住誘導区域の面積と人口密度 3. 都市機能誘導区域 <u>(法定区域)</u> 1) 都市機能誘導区域等の設定方針 2) 都市機能誘導区域等の設定 3) 都市機能誘導区域の <u>設定図</u> 4) 都市機能誘導区域の <u>設定図 (詳細図)</u> 5) 都市機能誘導区域の面積 4. 誘導施設 1) 誘導施設 2) 誘導施設以外の <u>必要な施設</u> <b>第5章 その他の区域</b> ..... 97 1. <u>その他の区域 (任意の区域) の設定</u> 1) <u>その他の区域の設定方針</u> 2) <u>その他の区域の設定</u> 3) <u>その他の区域の設定図</u> 2. <u>その他の区域が有している都市機能</u>

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見によるものではありませんが、計画(案)の説明会において、わかりやすい計画にしてもらいたい、という意見があり、また、検討委員会においても、制度に基づいているところと市独自のところがもう少しわかりやすく表現されるとよい、という意見があったため、同じ章に記載していた法定事項と任意事項の章を分け、構成を変更するものです。

### 3. 都市機能誘導区域 について

修正前	修正後
<p>(P92)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能誘導区域に設定しない拠点や区域について、地域の成り立ちや、取り巻く市街化調整区域における都市機能増進施設等の立地状況を考慮するとともに、既存の都市機能増進施設や都市基盤などのストック活用を基本としながら、都市基盤の状況などの地域特性、市の地理的状況や生活圏等を考慮し、都市機能の整備・維持区域として居住誘導区域内に、以下の市独自の区域を設定します。</li> </ul>	<p>(P97: 第5章 その他の区域)  <u>その他の区域(任意の区域)の設定</u>  <u>1) その他の区域の設定方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>つくば市はその成り立ち、発展の経緯から、独自の都市構造を有しています。前章で都市機能誘導区域に設定した「つくば駅周辺」以外の拠点・区域も、目指すべき将来都市構造を実現するための機能・役割を担っています。その機能や役割に応じた都市機能に係る区域の位置づけを示すために、居住誘導区域内の拠点・区域について、法定区域ではない任意の区域を、その他の区域としてつくば市独自に設定します。</u></li> <li>● <u>各拠点や区域を構成する地区の成り立ちや、地区を取り巻く市街化調整区域における都市機能増進施設等の立地状況を考慮するとともに、既存の都市機能増進施設や都市基盤などのストック活用を基本としながら、都市基盤の状況などの地域特性、市の地理的状況や生活圏等を考慮した設定を行います。</u></li> </ul>

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見によるものではありませんが、法定事項と任意事項で章を分割し構成を変更したことに伴い、その他の区域の設定方針を追記・修正しました。

修正前			修正後		
(P97) 4) 都市機能誘導区域の面積 ① 市街化区域及び居住誘導区域に対する 都市機能誘導区域の割合			(P94) 5) 都市機能誘導区域の面積 ● 市街化区域及び居住誘導区域に対する都 市機能誘導区域の割合		
市街化区域		都市機能誘導区域		都市機能誘導区域	
面積	面積	割合	面積	面積	割合
5,347ha	219.0ha	4.1%	5,347ha	<u>207.9ha</u>	<u>3.9%</u>
居住誘導区域		都市機能誘導区域		都市機能誘導区域	
面積	面積	割合	面積	面積	割合
3,010.0ha	219.0ha	7.3%	<u>3,004.0ha</u>	<u>207.9ha</u>	<u>6.9%</u>

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見によるものではありませんが、都市機能誘導区域の面積を精査したことにより、面積及び割合を修正しています。また、居住誘導区域の面積を修正したことにより、面積及び割合を修正します。

5. 誘導施設 について

修正前	修正後
<p>(P100)</p> <p>1) 誘導施設の設定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導施設については、都市機能誘導区域において、広域的な拠点であることを考慮するとともに、今後、国の制度等を活用した事業での実現性を考慮し、必要となる誘導施設を設定します。</li> <li>● 都市機能整備区域、都市生活機能整備区域、生活拠点機能整備区域、地域生活機能維持区域では、地域の特性や、既存施設の立地状況や担っている役割・機能・利用圏を踏まえ、維持すべき施設や地域生活において立地していることが望ましい施設等を設定します。</li> <li>● 誘導施設とは、行政機能、医療機能、介護福祉機能、子育て機能、教育・文化機能、商業機能、金融機能、その他都市の居住者の共同の福祉または利便のために必要な施設のことです。</li> <li>● 誘導施設等については、不足している施設のみではなく、すでに立地している施設で、今後も維持を図るべき施設を含みます。</li> <li>● 誘導施設等については、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて、追加・変更等を行うものとします。</li> <li>● 「立地適正化計画の手引きにおける都市機能誘導施設の考え方」及び「都市計画運用指針における都市機能誘導施設の考え方」を参考に設定します。</li> <li>● なお、市街化調整区域内の大規模集客施設等の維持・誘導等について、今後検</li> </ul>	<p>(P95)</p> <p><u>都市機能誘導区域に、立地を誘導すべき誘導施設を設定します。</u></p> <p>1) 誘導施設の設定方針</p> <p>① 設定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <del>誘導施設については、都市機能誘導区域において、広域的な拠点であることを考慮するとともに、今後、国の制度等を活用した事業での実現性を考慮し、必要となる誘導施設を設定します。</del></li> <li>● <del>都市機能整備区域、都市生活機能整備区域、生活拠点機能整備区域、地域生活機能維持区域では、地域の特性や、既存施設の立地状況や担っている役割・機能・利用圏を踏まえ、維持すべき施設や地域生活において立地していることが望ましい施設等を設定します。</del></li> <li>● 誘導施設(法第 81 条第2項第3号)とは、<u>都市機能誘導区域にその立地を誘導すべき「都市機能増進施設」(法第 81 条第1項)(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)となります。</u></li> <li>● <del>誘導施設等については、不足している施設のみではなく、すでに立地している施設で、今後も維持を図るべき施設を含みます。</del></li> <li>● <del>誘導施設等については、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて、追加・変更等を行うものとします。</del></li> <li>● 誘導施設は、<u>「立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)」及び「都市計画運用指針」を参考に設定します。</u></li> <li>● <del>なお、市街化調整区域内の大規模集客施設等の維持・誘導等について、今後検</del></li> </ul>

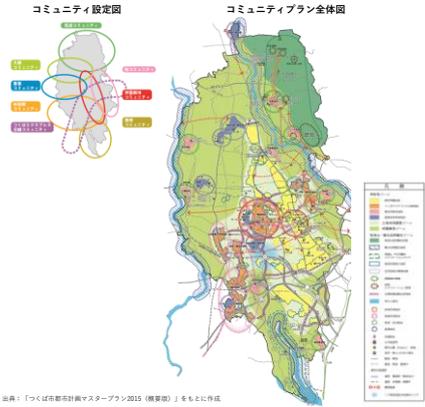
<p>討が必要となることが考えられます。</p>	<p>討が必要となることが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>都市機能誘導区域について、広域的な拠点であることを考慮するとともに、今後、国の制度等を活用した事業での実現性を考慮し、立地することが望ましい誘導施設を設定します。</u></li> </ul>																																																																																		
<p>(P101) 2)誘導施設の設定 ①都市機能誘導区域内 ア 誘導施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な拠点であることを考慮するとともに、今後、国の制度等を活用した事業での実現性を考慮し、立地することが望ましい誘導施設を設定します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="242 862 790 1288"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主な施設</th> <th>定義等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業機能</td> <td>百貨店や総合スーパー等の小売店(店舗面積：5,000㎡以上)</td> <td>日本産業分類による区分(ショッピングセンター等含む)</td> </tr> <tr> <td>金融機能</td> <td>銀行(支店)</td> <td>銀行法第二条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童福祉機能</td> <td>子育て支援施設</td> <td>都市再生整備計画事業ハンドブックによる</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童福祉法第四十三条</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育機能</td> <td>大学</td> <td>学校教育法第一条</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>学校教育法第二百二十四条</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館法第二条第一項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文化・交流機能</td> <td>美術館・博物館</td> <td>博物館法第二条</td> </tr> <tr> <td>地域交流センター</td> <td>都市再生整備計画事業ハンドブックによる</td> </tr> <tr> <td>市民活動センター</td> <td>つくば市民活動センター条例による</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>特定機能病院</td> <td>医療法第四条</td> </tr> <tr> <td>健康機能</td> <td>地域医療支援病院</td> <td>医療法第四条の一</td> </tr> <tr> <td>産業・業務機能</td> <td>体育館(観客席あり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業振興センター</td> <td>つくば市産業振興センター条例による</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主な施設	定義等	商業機能	百貨店や総合スーパー等の小売店(店舗面積：5,000㎡以上)	日本産業分類による区分(ショッピングセンター等含む)	金融機能	銀行(支店)	銀行法第二条	児童福祉機能	子育て支援施設	都市再生整備計画事業ハンドブックによる	児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条	教育機能	大学	学校教育法第一条	専修学校	学校教育法第二百二十四条	図書館	図書館法第二条第一項	文化・交流機能	美術館・博物館	博物館法第二条	地域交流センター	都市再生整備計画事業ハンドブックによる	市民活動センター	つくば市民活動センター条例による	多目的ホール	コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設	医療機能	特定機能病院	医療法第四条	健康機能	地域医療支援病院	医療法第四条の一	産業・業務機能	体育館(観客席あり)			産業振興センター	つくば市産業振興センター条例による	<p>(P95) ② 誘導施設の設定 ①都市機能誘導区域内 ア 誘導施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>上記の設定方針に基づき、誘導施設を以下のとおり設定します。</u></li> </ul> <table border="1" data-bbox="798 862 1348 1288"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主な施設</th> <th>定義等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業機能</td> <td>百貨店や総合スーパー等の小売店(店舗面積：5,000㎡以上)</td> <td>日本標準産業分類等による区分</td> </tr> <tr> <td>児童福祉機能</td> <td>子育て支援施設</td> <td>都市再生整備計画事業ハンドブックによる</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童福祉法第四十三条</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育機能</td> <td>大学</td> <td>学校教育法第一条</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>学校教育法第二百二十四条</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館法第二条第一項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文化・交流機能</td> <td>美術館・博物館</td> <td>博物館法第二条</td> </tr> <tr> <td>地域交流センター</td> <td>都市再生整備計画事業ハンドブックによる</td> </tr> <tr> <td>市民活動センター</td> <td>つくば市民活動センター条例による</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>特定機能病院</td> <td>医療法第四条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域医療支援病院</td> <td>医療法第四条の一</td> </tr> <tr> <td>健康機能</td> <td>体育館(観客席あり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業・業務機能</td> <td>産業振興センター</td> <td>つくば市産業振興センター条例による</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主な施設	定義等	商業機能	百貨店や総合スーパー等の小売店(店舗面積：5,000㎡以上)	日本標準産業分類等による区分	児童福祉機能	子育て支援施設	都市再生整備計画事業ハンドブックによる		児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条	教育機能	大学	学校教育法第一条	専修学校	学校教育法第二百二十四条	図書館	図書館法第二条第一項	文化・交流機能	美術館・博物館	博物館法第二条	地域交流センター	都市再生整備計画事業ハンドブックによる	市民活動センター	つくば市民活動センター条例による	多目的ホール	コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設	医療機能	特定機能病院	医療法第四条		地域医療支援病院	医療法第四条の一	健康機能	体育館(観客席あり)		産業・業務機能	産業振興センター	つくば市産業振興センター条例による
機能	主な施設	定義等																																																																																	
商業機能	百貨店や総合スーパー等の小売店(店舗面積：5,000㎡以上)	日本産業分類による区分(ショッピングセンター等含む)																																																																																	
金融機能	銀行(支店)	銀行法第二条																																																																																	
児童福祉機能	子育て支援施設	都市再生整備計画事業ハンドブックによる																																																																																	
	児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条																																																																																	
教育機能	大学	学校教育法第一条																																																																																	
	専修学校	学校教育法第二百二十四条																																																																																	
	図書館	図書館法第二条第一項																																																																																	
文化・交流機能	美術館・博物館	博物館法第二条																																																																																	
	地域交流センター	都市再生整備計画事業ハンドブックによる																																																																																	
	市民活動センター	つくば市民活動センター条例による																																																																																	
	多目的ホール	コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設																																																																																	
医療機能	特定機能病院	医療法第四条																																																																																	
健康機能	地域医療支援病院	医療法第四条の一																																																																																	
産業・業務機能	体育館(観客席あり)																																																																																		
	産業振興センター	つくば市産業振興センター条例による																																																																																	
機能	主な施設	定義等																																																																																	
商業機能	百貨店や総合スーパー等の小売店(店舗面積：5,000㎡以上)	日本標準産業分類等による区分																																																																																	
児童福祉機能	子育て支援施設	都市再生整備計画事業ハンドブックによる																																																																																	
	児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条																																																																																	
教育機能	大学	学校教育法第一条																																																																																	
	専修学校	学校教育法第二百二十四条																																																																																	
	図書館	図書館法第二条第一項																																																																																	
文化・交流機能	美術館・博物館	博物館法第二条																																																																																	
	地域交流センター	都市再生整備計画事業ハンドブックによる																																																																																	
	市民活動センター	つくば市民活動センター条例による																																																																																	
	多目的ホール	コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設																																																																																	
医療機能	特定機能病院	医療法第四条																																																																																	
	地域医療支援病院	医療法第四条の一																																																																																	
健康機能	体育館(観客席あり)																																																																																		
産業・業務機能	産業振興センター	つくば市産業振興センター条例による																																																																																	
<p>(P101) イ 誘導施設以外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導施設以外にも、都市の居住者の共同の福祉または利便のために、維持すべき施設や地域生活において利便性が向上する施設は、以下の施設などが考えられます。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="242 1668 790 1904"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機能</td> <td>市役所、窓口センター、出張所等</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>スーパー等の小売店、ホテル等</td> </tr> <tr> <td>金融機能</td> <td>銀行、郵便局、J A等</td> </tr> <tr> <td>児童福祉機能</td> <td>子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉機能</td> <td>通所系、訪問系、入所系施設等</td> </tr> <tr> <td>教育機能</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校等</td> </tr> <tr> <td>文化・交流機能</td> <td>市民ホール等</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>その他の病院、診療所等</td> </tr> <tr> <td>健康機能</td> <td>保健センター、スポーツジム等</td> </tr> <tr> <td>防犯・防災機能</td> <td>警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主な施設	行政機能	市役所、窓口センター、出張所等	商業機能	スーパー等の小売店、ホテル等	金融機能	銀行、郵便局、J A等	児童福祉機能	子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等	高齢者福祉機能	通所系、訪問系、入所系施設等	教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	文化・交流機能	市民ホール等	医療機能	その他の病院、診療所等	健康機能	保健センター、スポーツジム等	防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等	<p>(P96) 2)誘導施設以外の必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法によって定めることとなっている誘導施設以外にも、都市機能誘導区域内において、居住者の共同の福祉または利便のために、維持すべき施設や地域生活において利便性が向上する施設として、以下の施設などが考えられます。</u></li> </ul> <table border="1" data-bbox="798 1668 1348 1904"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機能</td> <td>市役所、窓口センター、出張所等</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>スーパー等の小売店、ホテル等</td> </tr> <tr> <td>金融機能</td> <td>銀行、郵便局、J A等</td> </tr> <tr> <td>児童福祉機能</td> <td>子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉機能</td> <td>通所系、訪問系、入所系施設等</td> </tr> <tr> <td>教育機能</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校等</td> </tr> <tr> <td>文化・交流機能</td> <td>市民ホール等</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>病院*、診療所等</td> </tr> <tr> <td>健康機能</td> <td>保健センター、スポーツジム等</td> </tr> <tr> <td>防犯・防災機能</td> <td>警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>*特定機能病院及び地域医療支援病院を除く</p>	機能	主な施設	行政機能	市役所、窓口センター、出張所等	商業機能	スーパー等の小売店、ホテル等	金融機能	銀行、郵便局、J A等	児童福祉機能	子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等	高齢者福祉機能	通所系、訪問系、入所系施設等	教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	文化・交流機能	市民ホール等	医療機能	病院*、診療所等	健康機能	保健センター、スポーツジム等	防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等																																						
機能	主な施設																																																																																		
行政機能	市役所、窓口センター、出張所等																																																																																		
商業機能	スーパー等の小売店、ホテル等																																																																																		
金融機能	銀行、郵便局、J A等																																																																																		
児童福祉機能	子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等																																																																																		
高齢者福祉機能	通所系、訪問系、入所系施設等																																																																																		
教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等																																																																																		
文化・交流機能	市民ホール等																																																																																		
医療機能	その他の病院、診療所等																																																																																		
健康機能	保健センター、スポーツジム等																																																																																		
防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等																																																																																		
機能	主な施設																																																																																		
行政機能	市役所、窓口センター、出張所等																																																																																		
商業機能	スーパー等の小売店、ホテル等																																																																																		
金融機能	銀行、郵便局、J A等																																																																																		
児童福祉機能	子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等																																																																																		
高齢者福祉機能	通所系、訪問系、入所系施設等																																																																																		
教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等																																																																																		
文化・交流機能	市民ホール等																																																																																		
医療機能	病院*、診療所等																																																																																		
健康機能	保健センター、スポーツジム等																																																																																		
防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等																																																																																		

修正前						修正後																																																																																																																																																																																																																																									
(P102) ②その他の区域における都市機能						(P99:第5章 その他の区域) 2. その他の区域が有している都市機能																																																																																																																																																																																																																																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の特性、既存施設の立地状況、担っている役割・機能、生活圏・利用圏等を踏まえ、維持すべき施設や地域生活において立地していることが望ましい施設等を設定します。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>● <del>地域の特性、既存施設の立地状況、担っている役割・機能、生活圏・利用圏等を踏まえ、維持すべき施設や地域生活において立地していることが望ましい施設等を設定します。</del></li> <li>● <u>その他の区域である、都市機能整備区域、都市生活機能整備区域、生活拠点機能整備区域及び地域生活機能維持区域の現状を表すため、各区域が有している都市機能を以下の表に示します。</u></li> <li>● <u>なお、つくばエクスプレス沿線地区においては、現在も市街地開発事業が行われているため、事業の進捗状況により、以下の表に示す機能に加えて、新たな機能を有することも考えられます。</u></li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主な施設</th> <th>都市機能整備区域</th> <th>都市生活機能整備区域</th> <th>生活拠点機能整備区域</th> <th>地域生活機能維持区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>行政機能</td><td>市役所</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>窓口センター</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>出張所</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>商業機能</td><td>広域商圏を対象とする小売店</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>近隣・地域商圏を対象とする小売店</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>金融機能</td><td>銀行(支店)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>銀行(出張所)、郵便局</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>J A</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>児童福祉機能</td><td>保育所、認定こども園等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>児童館、児童センター等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>高齢者福祉機能</td><td>通所系、訪問系</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>入所系施設等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>教育機能</td><td>幼稚園、小学校、中学校</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>高等学校等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>図書館(分館・図書室)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>文化・交流機能</td><td>市民ホール</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>地域交流センター</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>医療機能</td><td>その他の病院</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>診療所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>健康機能</td><td>体育館(観客席無し)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>保健センター</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>防犯・防災機能</td><td>警察署</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>交番、駐在所等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>消防署</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>消防署(分署)</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		機能	主な施設	都市機能整備区域	都市生活機能整備区域	生活拠点機能整備区域	地域生活機能維持区域	行政機能	市役所	○	-	-	-		窓口センター	-	○	○	-		出張所	-	○	○	○	商業機能	広域商圏を対象とする小売店	○	-	-	-		近隣・地域商圏を対象とする小売店	○	○	○	○	金融機能	銀行(支店)	○	○	○	-		銀行(出張所)、郵便局	○	○	○	○		J A	-	-	○	○	児童福祉機能	保育所、認定こども園等	○	○	○	○		児童館、児童センター等	○	○	○	○	高齢者福祉機能	通所系、訪問系	○	○	○	○		入所系施設等	○	○	○	-	教育機能	幼稚園、小学校、中学校	○	○	○	○		高等学校等	○	○	○	○		図書館(分館・図書室)	○	○	○	○	文化・交流機能	市民ホール	○	○	○	○		地域交流センター	○	○	○	○	医療機能	その他の病院	○	○	○	○		診療所	○	○	○	○	健康機能	体育館(観客席無し)	○	○	○	○		保健センター	-	-	○	○	防犯・防災機能	警察署	○	-	-	-		交番、駐在所等	○	○	○	○		消防署	○	-	-	-		消防署(分署)	-	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主な施設</th> <th>都市機能整備区域</th> <th>都市生活機能整備区域</th> <th>生活拠点機能整備区域</th> <th>地域生活機能維持区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>行政機能</td><td>市役所、窓口センター、出張所</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>商業機能</td><td>小売店舗</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>金融機能</td><td>銀行、郵便局、J A</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>児童福祉機能</td><td>保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館、児童クラブ、児童センター</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>高齢者福祉機能</td><td>通所系、訪問系、入所系施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>教育機能</td><td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>図書館(分館・図書室)</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>文化・交流機能</td><td>市民ホール、地域交流センター</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>医療機能</td><td>病院、診療所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>健康機能</td><td>体育館、保健センター、いきいきプラザ</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>防犯・防災機能</td><td>警察署、交番、駐在所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>消防署、消防署(分署)</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※2017年の調査時点において立地している施設に「○」をつけています ※区域単位での都市機能の有無を示しており、区域内の各地区に立地していることを表したものではありません</p>				機能	主な施設	都市機能整備区域	都市生活機能整備区域	生活拠点機能整備区域	地域生活機能維持区域	行政機能	市役所、窓口センター、出張所	○		○	○	商業機能	小売店舗	○	○	○	○	金融機能	銀行、郵便局、J A	○	○	○	○	児童福祉機能	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館、児童クラブ、児童センター	○	○	○	○	高齢者福祉機能	通所系、訪問系、入所系施設	○	○	○	○	教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校			○	○		図書館(分館・図書室)			○	○	文化・交流機能	市民ホール、地域交流センター			○	○	医療機能	病院、診療所	○	○	○	○	健康機能	体育館、保健センター、いきいきプラザ			○	○	防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所	○	○	○	○		消防署、消防署(分署)	○		○	
機能	主な施設	都市機能整備区域	都市生活機能整備区域	生活拠点機能整備区域	地域生活機能維持区域																																																																																																																																																																																																																																										
行政機能	市役所	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																										
	窓口センター	-	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																										
	出張所	-	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
商業機能	広域商圏を対象とする小売店	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																										
	近隣・地域商圏を対象とする小売店	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
金融機能	銀行(支店)	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																										
	銀行(出張所)、郵便局	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	J A	-	-	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
児童福祉機能	保育所、認定こども園等	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	児童館、児童センター等	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
高齢者福祉機能	通所系、訪問系	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	入所系施設等	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																										
教育機能	幼稚園、小学校、中学校	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	高等学校等	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	図書館(分館・図書室)	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
文化・交流機能	市民ホール	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	地域交流センター	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
医療機能	その他の病院	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	診療所	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
健康機能	体育館(観客席無し)	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	保健センター	-	-	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
防犯・防災機能	警察署	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																										
	交番、駐在所等	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	消防署	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																										
	消防署(分署)	-	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
機能	主な施設	都市機能整備区域	都市生活機能整備区域	生活拠点機能整備区域	地域生活機能維持区域																																																																																																																																																																																																																																										
行政機能	市役所、窓口センター、出張所	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																										
商業機能	小売店舗	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
金融機能	銀行、郵便局、J A	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
児童福祉機能	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館、児童クラブ、児童センター	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
高齢者福祉機能	通所系、訪問系、入所系施設	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校			○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	図書館(分館・図書室)			○	○																																																																																																																																																																																																																																										
文化・交流機能	市民ホール、地域交流センター			○	○																																																																																																																																																																																																																																										
医療機能	病院、診療所	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
健康機能	体育館、保健センター、いきいきプラザ			○	○																																																																																																																																																																																																																																										
防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																										
	消防署、消防署(分署)	○		○																																																																																																																																																																																																																																											

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見ではありませんが、計画(案)の説明会において誘導施設に関する質問が多かったため、誘導施設及びその他の区域における都市機能に関する説明文を修正するものです。また、表には立地していることが望ましい施設等を設定していましたが、各地区が有している都市機能を示すこととしました。

○ 第5章 計画の推進

1. 実現化方策 について

修正前	修正後
記載なし	<p>(P103: 第6章 計画の推進)</p> <div data-bbox="826 427 1337 1160"> <p>5) その他の区域及び市街化調整区域に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本計画は、都市計画マスタープラン等に即して定め、策定後は都市計画マスタープランの一部とみなされます。</li> <li>● そのため、本計画に記載されていない、その他の区域や市街化調整区域に関する各種施策は、都市計画マスタープランに基づいて取り組んでいきます。</li> <li>● 都市計画マスタープランにおいては、コミュニティ単位での活性化を図ることを目的に、地域レベルのまちづくり構想としてコミュニティプランを設定しています。コミュニティプランでは、各地域の特徴的な資源を活用したまちづくりを推進するとともに、各コミュニティを結ぶインフラ整備を進めることで、8つのコミュニティが一体化したつくば市の形成を図ることとしています。</li> <li>● なお、市街化調整区域内の大規模商業施設の維持等について、今後検討が必要であると考えています。</li> </ul>  <p>出典：「つくば市都市計画マスタープラン2015（修正案）」をもとに作成</p> <p>103</p> </div>

本修正は、パブリックコメント及び計画(案)の説明会において市街化調整区域の施策に関する質問が多かったことに加え、委員会において、誘導区域外に関する記載をもう少し入れたほうがよいというご意見があったため、追加するものです。

2. 目標値の設定 について

修正前	修正後												
<p>(P106)</p> <p>1) 居住の誘導に関する指標</p> <p>① 居住誘導区域内の人口密度の向上</p> <table border="1" data-bbox="260 1608 794 1659"> <tr> <td>現状 (2015年)</td> <td>▶</td> <td>目標 (2035年)</td> </tr> <tr> <td>40.2人/ha</td> <td></td> <td>48.5人/ha</td> </tr> </table>	現状 (2015年)	▶	目標 (2035年)	40.2人/ha		48.5人/ha	<p>(P104: 第6章 計画の推進)</p> <p>1) 居住の誘導に関する指標</p> <p>① 居住誘導区域内の人口密度の向上</p> <table border="1" data-bbox="813 1608 1337 1659"> <tr> <td>現状 (2015年)</td> <td>▶</td> <td>目標 (2035年)</td> </tr> <tr> <td><u>40.3人/ha</u></td> <td></td> <td><u>48.6人/ha</u></td> </tr> </table>	現状 (2015年)	▶	目標 (2035年)	<u>40.3人/ha</u>		<u>48.6人/ha</u>
現状 (2015年)	▶	目標 (2035年)											
40.2人/ha		48.5人/ha											
現状 (2015年)	▶	目標 (2035年)											
<u>40.3人/ha</u>		<u>48.6人/ha</u>											

本修正は、パブリックコメントに寄せられた意見によるものではありませんが、居住誘導区域の面積を修正したことにより、現況値及び目標値を修正します。